

平成 24 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 東日本ハウス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 成田和幸  
(JASDAQ・コード 1873)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 青 苧 雅 肥  
T E L (03) 5215-9905

### A種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり当社A種優先株式の一部を取得（随時取得条項付株式を取得することの引換えに、金銭を交付することをいう。以下同じ）及び消却することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取得価額

1 株につき、284 円 30 銭

〔ご参考：当社定款の定めに従い、本日に先立つ 60 取引日の株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）により計算された金額〕

#### 2. 取得の相手方、株式数及び金額

相手方	取得株式数	取得価額
有限会社東日本ハウスホールディングス	6,844,000 株	1,945,749,200 円
(合計)	6,844,000 株	1,945,749,200 円

#### 3. 取得及び消却の日程

- (1) 株主への通知日 平成 24 年 3 月 27 日  
(2) 取得日 平成 24 年 5 月 22 日（予定）  
(3) A種優先株式償却日 平成 24 年 5 月 22 日（予定）

#### 4. 償却後の発行済A種優先株式数

- (1) 発行済株式数 10,000,000 株（平成 24 年 3 月 27 日現在）  
(2) 今回消却（予定）株式数 6,844,000 株  
(3) 償却後の発行済株式数 3,156,000 株

【参考】A種優先株式の発行要項は別添資料①②③ご参照。

以上

A種優先株式発行要項

- |                |   |
|----------------|---|
| 1. 募集株式の種類・名称  | 東日本ハウス株式会社 第1回A種優先株式  |
| 2. 募集株式の数      | 10,000,000株   |
| 3. 払込金額        | 1株につき200円   |
| 4. 払込金額の総額     | 2,000,000,000円  |
| 5. 増加する資本金の額   | 1,000,000,000円（1株につき100円）   |
| 6. 増加する資本準備金の額 | 1,000,000,000円（1株につき100円）   |
| 7. 申込期日        | 平成17年11月25日   |
| 8. 払込期日・効力発生日  | 平成17年11月25日   |
| 9. 割当先/株式数     | 有限会社東日本ハウスホールディングスに全株割当   |
| 10. 剰余金の配当     | 当社は、定款第58条第1項に定める期末配当および同条第2項に定める剰余金の配当につき、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)およびA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株主および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)への配当と同額の配当を行う。  |
| 11. 中間配当       | 当社は、定款第59条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者への配当と同額の中間配当を行う。   |
| 12. 残余財産の分配    | 当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり200円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って支払い、普通株式1株当たりの残余財産分配額が200円を超える場合、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株式と同額になるまでの残余財産分配額をさらに支払う。   |
| 13. 譲渡制限       | 譲渡制限は定めない。  |
| 14. 議決権        | A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。   |
| 15. 単元         | A種優先株式の1単元の株式数は1,000株とする。   |
| 16. 買入         | 当社は、すべてのB種優先株式が当社に取得された場合に限り、いつでもA種優先株式の全部または一部を買入れることができる。この買入価額は、A種優先株式1株当たり、当社の取締役会が買入れを決定した日に先立つ60取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)(当社が株式会社東京証券取引所に上場した場合には株式会社東京証券取引所を指すものとし、以下「株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)等」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、上記平均値が200円を下回る場合は、買入価額は、A種優先株式1株当たり200円とする。 |

【資料②：A種優先株式発行要項】

16. 取得請求権

- ①A種優先株主は、平成20年11月1日以降、すべてのB種優先株式が当社に取得された場合に限り、毎事業年度においていつでも、A種優先株式の全部または一部を、A種優先株式1株につき下記②で定める金額(以下「A種優先株式償還請求対価」という。)を対価として取得することを当社に請求すること(以下「A種優先株式償還請求」という。)ができる。かかるA種優先株式償還請求に基づく取得は、法令の定める範囲内で、かつ、当該取得日の直前に開催された定時株主総会終結日の最終における当社の分配可能額の2分の1相当額から、当該定時株主総会終結日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの期間中にA種優先株式の取得を既に行ったかまたは行う決定を行った分の価額および当該期間中に行われた当社の株式(種類の如何を問わない。)にかかる剰余金分配金額の合計額を控除した金額を限度とする。
- ②「A種優先株式償還請求対価」は、A種優先株式償還請求のあった日に先立つ60取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)等における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

17. 普通株式への取得請求権

A種優先株主は、下記の条件によりその有するA種優先株式の当社の普通株式への転換(取得と引換えに当社の普通株式を交付することをいう。以下同じ。)を請求することができる。

記

- ①転換請求期間 平成19年11月1日から平成27年10月30日まで
- ②当初転換価額 200円とする。
- ③転換価額の調整
- (i) 当社がA種優先株式を発行後、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。

記

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換後の調整価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (ア) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
- (イ) 株式分割により普通株式を発行する場合
- (ウ) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

【資料③：A種優先株式発行要項】

- (ii) 合併、会社分割、株式交換、株式移転、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、(i) に準じて適宜調整される。
  - (iii) 転換価額調整式で使用する時価は、上記 (i) (ア)、(イ)、(ウ) の行為を行うことにつき当社の取締役会の決定がなされた日に先立つ 60 取引日の株式会社大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) 等における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) とする。
  - (iv) 転換の効力発生日に先立つ 60 取引日の株式会社大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) 等における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) が②記載の当初転換価額または、上記 (i) ないし (iii) により算出された転換価額を下回る場合、当該平均値を転換価額とする。ただし、当該転換価額は 60 円を下回らないものとする。
- ④転換により発行すべき普通株式数 A種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数はA種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第 234 条に従う。
- ⑤転換の効力発生 転換の効力は、転換請求書およびA種優先株式の株券が当社または当社の指定する者に到着した日に発生する。

18. 一斉取得条項

当社は、転換請求期間の末日の翌日 (以下「A種優先株式一斉転換基準日」という。) に残存するA種優先株式 (なお、A種優先株式一斉転換基準日の前日までに、A種優先株式償還請求が行われたA種優先株式を除く。) を、同日の翌営業日以降の日で別途取締役会の定める日をもってすべて取得するものとする。当社は、A種優先株式と引換えに、A種優先株式の発行価額の総額をA種優先株式1株当たり、転換請求期間の最終日に適用のあった転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第 234 条に従う。

19. 優先順位

- ①A種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、B種優先株式にかかる優先配当金の支払いおよび残余財産の分配の順位は、A種優先株式および普通株式に優先する。
- ②すべてのB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社はA種優先株式を株主との合意により有償で取得せず、またA種優先株主はA種優先株式償還請求できない。すべてのA種優先株式およびB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのA種優先株主およびB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社は普通株式を株主との合意により有償で取得しない。

20. 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当社はA種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。